

業務委託契約書（案）

- 1 業務委託名 瀬戸市浄化センター運転管理業務委託
- 2 業務委託場所 瀬戸市西原町2丁目113番外地内（西部浄化センター）
瀬戸市内田町1丁目597番外地内（水野浄化センター）
場外ポンプ場外 計23施設
- 3 業務委託期間 令和8年3月2日 から 令和11年3月31日 まで
（地方自治法第214条債務負担行為を定めた複数年契約）
- 4 業務委託履行期間 令和8年4月1日 から 令和11年3月31日 まで
- 5 業務委託料 金 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円
- 6 契約保証金 免除（瀬戸市契約規則第30条第2項第8号の規定による。）
- 7 支払条件 前金払：無（施設管理経費、計画修繕費とも）
部分払：施設管理経費 36回以内（1回あたりの支払額は契約書別表1のとおり）
計画修繕費は竣工検査後、出来高精算として支払う。（各年度の支払限度額は契約書別表1のとおり）

上記の業務委託について、発注者と受注者とは、別添約款により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約締結の証として、契約書2通を作成して、双方記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 愛知県瀬戸市追分町64番地の1

瀬戸市

代表者 瀬戸市長 川本雅之

印

受注者

印

瀬戸市浄化センター運転管理業務委託契約約款

第1章 総則

- 第1条 委託業務
- 第2条 既存施設等の使用
- 第3条 著作権の譲渡
- 第4条 総括責任者等
- 第5条 総括責任者等に対する措置要求
- 第6条 業務委託期間及び業務委託履行期間
- 第7条 契約保証金
- 第8条 優先関係

第2章 運営準備等

- 第9条 施設機能の確認
- 第10条 業務実施基本計画書及び業務実施年度計画書
- 第11条 3か年修繕計画書及び年間修繕計画書
- 第12条 計画書の修正
- 第13条 許認可の取得等

第3章 運転業務

- 第14条 異常水質流入水に係る扱い
- 第15条 受注者の放流水質要求水準に係る責任
- 第16条 受注者の放流水質要求水準等に係る責任の免除
- 第17条 受注者の脱水汚泥性状要求水準に係る責任
- 第18条 受注者の流入水量異常による責任の免除
- 第19条 受注者の水質に関する報告
- 第20条 緊急事態発生時の対応
- 第21条 臨機の対応
- 第22条 協力要請の対応

第4章 引継

- 第23条 引継事項
- 第24条 期間満了による終了

第5章 維持管理

- 第25条 本件施設の維持管理
- 第26条 更新等の必要性に関する請求
- 第27条 発注者による施設等の立入り確認及び監視
- 第28条 施設機能の改善措置

第6章 環境計測及び報告等

- 第29条 本件施設の環境計測
- 第30条 業務の報告
- 第31条 発注者による実施状況の確認及び改善通告

第7章 要求水準の未達等に対する措置

- 第32条 改善計画書の提出
- 第33条 再改善計画書の提出
- 第34条 要求水準の未達等に対する措置

第8章 契約の変更

- 第35条 契約の変更
- 第36条 発注者による委託内容の変更
- 第37条 受注者による委託内容の変更
- 第38条 著しく賃金又は物価が変動した場合の契約変更

第9章 業務委託料の支払い

- 第39条 委託料の支払

第10章 契約の解除

- 第40条 発注者の任意解除権
- 第41条 発注者の催告による解除権
- 第42条 発注者の催告によらない解除権
- 第43条 談合その他不正行為に係る発注者の催告によらない解除権
- 第44条 暴力団等排除に係る発注者の催告によらない解除権
- 第45条 発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限
- 第46条 受注者の催告による解除権
- 第47条 受注者の催告によらない解除権
- 第48条 受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限
- 第49条 解除の効果
- 第50条 解除に伴う措置
- 第51条 妨害又は不当要求に対する届出義務

第11章 損害賠償

- 第52条 発注者の損害賠償請求等
- 第53条 談合その他不正行為に係る賠償金の支払い
- 第54条 受注者の損害賠償請求等
- 第55条 損害賠償等
- 第56条 責任範囲
- 第57条 責任限度
- 第58条 賠償金の徴収

第12章 その他

- 第59条 保険
- 第60条 表明及び保証
- 第61条 不可抗力
- 第62条 費用の負担
- 第63条 紛争の解決
- 第64条 個人情報保護
- 第65条 契約外の事項
- 第66条 雑則

契約書別紙

- 契約書別紙1 対象施設及び業務
- 契約書別紙2 運転に関する基準（流入水基準、維持管理要求基準等）
- 契約書別紙3 有資格者に関する条件
- 契約書別紙4 リスク分担表
- 契約書別紙5 性能未達による委託料の減額
- 契約書別紙6 引継事項

第1章 総則

(委託業務)

- 第1条 受注者は、本契約に基づき、瀬戸市浄化センター運転管理業務委託要求水準書、及び契約書別紙1に記載された対象施設（以下「本件施設」という。）の運転及び維持管理業務（以下「本件業務」という。）を実施し、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。
- 2 受注者の業務範囲は、次の各号に記載された業務とする。
- (1) 本件施設の運転。
 - (2) 本件施設の契約書別紙1に示す維持管理
 - (3) 業務計画、業務の実施報告等、水質・汚泥試験等、その他の管理業務。
- 3 受注者は、本契約書、要求水準書（以下、これらを総称して「本契約書等」といい、要求水準書を総称して「要求水準書」という。）、瀬戸市浄化センター運転管理業務委託プロポーザル随意契約募集要項（以下「受注者選定要項」という。）及び提案書で定められた範囲内において、その裁量により、人員配置、運転方法、使用機材、薬品、消耗品などを決定し、本件業務を行うことができる。
- 4 受注者は、本件業務の実施により知り得た発注者又は第三者の秘密を第三者に漏らしてはならない。本件業務の終了後も同様とする。
- 5 発注者は、この約款の他の条項に規定されるもののほか、受注者又は受注者が選任する総括責任者に本件業務の実施について必要な指示をするため監督員を定めたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。
- 6 この約款に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下、指示等）は、書面（ファクス又は電子メールを含む）により行わなければならない。
- 7 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない場合は、前項に定める指示等を口頭で行うことができる。この場合において発注者及び受注者は既に行なった指示等を書面に記載し、速やかにこれを相手方に交付するものとする。
- 8 受注者は、本件業務の全部を一括して、第三者に請け負わせてはならない。
- 9 受注者は、事前に発注者の書面による承認を得て、本件業務の一部を第三者に請け負わせることができる。発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。
- 10 受注者が、第三者へ委任し、又は請け負わせてはならない業務は、契約書別紙1に規定する浄化センター及び場外ポンプ場施設に対する維持管理業務とする。ただし、発注者の了解がある場合に専門的な技術を有するものに個別業務として再委託をすることができる。
- 11 受注者は、発注者の書面による承認を得た場合を除き、本契約に基づく権利若しくは義務又は契約上の地位を譲渡し、また、本契約に基づく権利について質権その他の担保権を設定することはできない。
- 12 受注者は、業務の実施にあたり、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている実施方法を使用する時は、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- 13 受注者は、本件業務の公共性を認識して、常に善良なる管理者の注意を以って誠実かつ効果的に当該業務を行わなければならない。
- 14 この契約の履行に関して発注者受注者間で用いる言語は、日本語とする。
- 15 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 16 この契約の履行に関して発注者受注者間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 17 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 18 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 19 この契約に係る訴訟の提起又は調停（第63条の規定に基づき、発注者受注者協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、日本国の裁判所を以って合意による専属的管轄裁判所とする。
- 20 この契約締結後消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当額を加減

して支払う。

(既存施設等の使用)

- 第2条 受注者は、本件業務の実施のため、既存施設等を原則として無償で使用することができる。但し、駐車場料金については発注者の定める金額を毎月支払うものとする。
- 2 受注者は、既存施設等について、善良なる管理者の注意を以って、これを使用し、又は保存し、若しくは保管しなければならない。

(著作権の譲渡)

- 第3条 受注者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を、この約款及び契約図書等に定める当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。また、受注者は著作者人格権を行使しないものとする。
- 2 発注者は、成果物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該成果物の内容について受注者が不利益を被ることを法律上の正当性を以って明らかにした場合を除き、受注者の承諾なく自由に公表することができる。
- 3 発注者は、成果物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、発注者の直接使用の用途に供する際に、その内容を自由に改変することができる。
- 4 受注者は、成果物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、当該成果物の内容を公表することができる。
- 5 発注者は、受注者が成果物の作成にあたって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、発注者の直接使用の用途に供する際に当該プログラム及びデータベースを無償で利用することができる。

(総括責任者等)

- 第4条 受注者は、業務の総括責任者を1名選任し、また副総括責任者及び主任技術者を西部浄化センター及び水野浄化センターに各1名選任し、届け出なければならない。
- 2 総括責任者及び副総括責任者の職務は、次のとおりとする。
- (1) 総括責任者は本契約書等に定められた、業務の目的、内容を十分理解して業務に当たると共に、現場の最高責任者として、従業員への指揮、監督を行うこと。
- (2) 常に状況を適切に把握し、非常時に直ちに連絡、対処できる状態にしておくこと。
- (3) 副総括責任者は、総括責任者を補佐し、総括責任者が不在の場合には、総括責任者の職務を代行する。
- 3 発注者は、必要がある場合、業務に関する指示を受注者又は受注者の総括責任者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の総括責任者は、当該指示に従い業務を実施しなければならない。

(総括責任者等に対する措置要求)

- 第5条 発注者は、総括責任者又は受注者の使用人若しくは受注者の使用人がその職務の執行につき著しく不相当と認められる時は、受注者に対してその理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを請求することができる。但し、総括責任者に対する場合は、発注者は代表者に請求するものとする。
- 2 受注者は、前項の規定による請求があった時は、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、発注者の監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められる時は、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定による請求があった時は、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

- 5 発注者は、必要がある場合、業務に関する指示を受注者又は受注者の総括責任者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の総括責任者は、当該指示に従い業務を実施しなければならない。

(業務委託期間及び業務委託履行期間)

- 第6条 本件業務委託期間は、令和8年3月2日より令和11年3月31日までとする。
- 2 本件業務委託履行期間は、令和8年4月1日(以下「業務委託履行開始日」という。)0時00分より令和11年3月31日(以下「業務委託履行期間満了日」という。)24時00分までとする。また、令和8年3月2日から業務委託履行開始日の前日までを業務準備のための期間(以下「業務準備期間」という。)とし、受注者の費用により、第2章に規定された業務開始のための準備を行うものとする。

(契約保証金)

- 第7条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。但し、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。なお、契約書の契約保証金欄に「瀬戸市契約規則第30条第2項第8号の規定により免除」と記載されている時は、本条は適用しない。
- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生じる損害金の支払を保証する銀行、発注者が事実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第4項において「保証の額」という。)は、業務委託料の当該年度分に対する10分の1以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付した時は、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付した時は、契約保証金の納付を免除する。
- 4 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の当該年度分に対する10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(優先関係)

- 第8条 本契約書等及び受注者選定要項の間、又は、本契約書等及び提案書の間で齟齬が生じた場合、本契約書を優先する。受注者選定要項及び提案書の間で齟齬が生じた場合、受注者選定要項を優先する。

第2章 運営準備等

(施設機能の確認)

- 第9条 発注者及び受注者は、契約締結後、既存施設等の性状、規格、機能、数量、その他の内容(以下「既存施設の内容」という。)について、双方立会いの上、確認するものとする。
- 2 受注者は、前項の確認後、発注者に対して、本件施設の状況が前項の確認による「既存施設の内容」と一致していないことを主張することはできないものとする。但し、本件施設の状況と既存施設の内容に不一致が存在すること、及び、当該不一致をその確認の際に発見することが著しく困難であったことを、受注者が証明した場合を除く。

(業務実施基本計画書及び業務実施年度計画書)

- 第10条 受注者は、契約締結時に、その費用により、本契約書等に記載された条件を満たす業務実施基本計画書を作成し、発注者に提出し承諾を得るものとする。業務実施基本計画書

には 要求水準書別紙 5 に記載した事項を各々記載しなければならない。

- 2 受注者は、業務実施基本計画書に基づき、業務実施の年度毎に当該年度の開始の 10 日前までに具体的な業務実施の詳細を定めた業務実施年度計画書を策定し、発注者の承諾を得なければならない。
- 3 受注者が業務実施基本計画又は業務実施年度計画書の変更を希望する場合、受注者は、変更の 14 日前までに変更理由及び変更内容を発注者に提出し承諾を得るものとする。
- 4 受注者は、発注者が必要とする、要求水準書第 5 章に規定する書類を届出なければならない。また変更を生じた時は速やかに変更届を提出しなければならない。
- 5 業務実施基本計画書又は業務実施年度計画書に定められた計画は、受注者の責任により実施されるものとする。

(3 か年修繕計画書及び年間修繕計画書)

- 第 11 条 受注者は、契約締結日の翌日から 20 日以内に、業務委託履行開始日から業務委託履行終了日までの期間における計画修繕の予定を定めた 3 か年修繕計画書を策定し、発注者と協議の上、業務委託履行開始日の 5 日前までに、発注者の承諾を得なければならない。
- 2 受注者は、3 か年修繕計画書で予定する当該計画修繕の内容等に変更が生じる場合、受注者は発注者に変更の申し出を行うことができるものとする。ただし、当該変更が軽微な場合は、この限りではない。
- 3 発注者は、前項の申し出を受け、承諾したときは、当該計画修繕の内容及び費用等の変更について、受注者と協議するものとする。
- 4 受注者は、業務委託履行期間における各年度の 4 月 1 日前までに、当該年度における計画修繕内容の詳細を定めた年間修繕計画書を策定し、発注者の承諾を得なければならない。
- 5 年間修繕計画書は、3 か年修繕計画書に基づき策定するものとする。
- 6 受注者は、年間修繕計画書で予定する当該計画修繕の内容等に変更が生じる場合、受注者は発注者に変更の申し出を行うことができるものとする。ただし、当該変更が軽微な場合は、この限りではない。
- 7 発注者は、前項の申し出を受け、承諾したときは、当該計画修繕の内容及び費用等の変更について、受注者と協議するものとする。
- 8 3 か年修繕計画書又は年間修繕計画書に定められた計画は、受注者の責任により実施されるものとする。

(計画書の修正)

- 第 12 条 発注者は、前 2 条に基づく計画書が不相当であると認める場合は、その事由を明らかにし、かつ、期日を指定した上で、受注者に対し、その変更若しくは修正又は再提出を請求することができるものとする。
- 2 受注者は、発注者から前項の請求があったときは、当該計画書について変更若しくは修正又は再提出するものとする。
- 3 受注者が期日までに、当該計画書の変更若しくは修正又は再提出をしなかった場合は、要求水準の未達として、第 34 条に定める措置を適用するものとする。
- 4 発注者は正当な理由なくして、受注者が提出した計画書に対する承諾を留保し、又は遅延してはならないものとする。

(許認可の取得等)

- 第 13 条 受注者は、契約書別紙 3 に定める資格を有する者が実施すべき業務を実施する際には、それぞれ必要な資格を有する者に担当させるものとする。
受注者は、当業務に従事する従業員の中に有資格者を含めなければならない。
- 2 前項のほか、受注者は、本件業務の実施に必要なその他の許認可等を、その責任と費用により取得して使用する。
- 3 受注者は、発注者から、本件業務を遂行するために必要な事務室等の使用許可を取得するものとする。
(1) 発注者は本件業務遂行に必要な事務室・控室等（以下事務室等 という。）について指

定の場所の使用を許可する。

- (2) 事務室内の机、椅子、保管庫、キャビネット、ロッカー等は発注者が貸与する。
- (3) 事務室等の使用に伴う光熱水費の内、電気料金は発注者の負担とするが、受注者は節電に努めること。
- (4) 浄化センター及び場外ポンプ場の維持管理において、迅速に作業を遂行するために発注者の所管するバキューム車及びクレーン付き貨物自動車（以下公用特殊車両等という。）を受注者に貸与する。
- (5) 受注者は車両の使用にあたっては、始業前点検等・清掃など行くと同時に法令順守の安全運転を行うものとする。
- (6) 受注者は事務室・備品・公用特殊車両等を使用する場合は、発注者に使用願いを提出し、使用目的等に変更があれば事前に申し出ること。
- (7) 事務室・備品・公用特殊車両等の貸与は、発注者の所管する現存のものとする

第3章 運転業務

（異常水質流入水に係る扱い）

第14条 受注者は、流入水の水量及び水質が、契約書別紙2の流入基準を超過し、本契約の業務が困難となったときは、発注者と協議し対策を求めることができるものとする。

（受注者の放流水質要求水準に係る責任）

第15条 受注者は、流入水を 契約書別紙2に定める放流水質要求水準に適合させて放流する義務を負うものとする。

- 2 流入水が契約書別紙2の流入基準を満たしている場合、放流水質要求水準が満たされなかった時は、発注者は、契約書別紙5に規定された基準に従い委託料の減額、損害賠償の請求及び違約金の請求をすることができる。

（受注者の放流水質要求水準等に係る責任の免除）

第16条 流入水が、水質に関する流入基準を満たさなかった場合及び有毒物質、化学物質の流入により異常と認められる場合においては、放流水が放流水質要求水準及び脱水汚泥性状要求水準を満たさなかったとしても、受注者は、責任を負わないものとし、これを理由に委託料は減額されないものとする。但し、受注者に故意又は過失がある場合はこの限りではない。

- 2 受注者は、前項の場合、善良な管理者の注意を払い悪影響を小さくするよう努める義務を有するものとする。
- 3 第1項の場合、発注者から指示があるとき受注者はそれに従う。受注者は、発注者に対し、これにより生じた追加費用を請求することができるものとする。

（受注者の脱水汚泥性状要求水準に係る責任）

第17条 受注者は、流入水の処理に伴い発生する汚泥の処理については、契約書別紙2に定める脱水汚泥性状要求水準に適合させる義務を負うものとする。

- 2 流入水が契約書別紙2の流入基準を満たしており、脱水機に異常が見当たらない場合、契約書別紙2に定める脱水汚泥性状要求水準が満たされなかった時は、発注者は、契約書別紙5に規定された基準にしたがい委託料の減額、損害賠償の請求及び違約金の請求をすることができる。

（受注者の流入水量異常による責任の免除）

第18条 流入水量が、契約書別紙2の日最大流入水量を上回った場合においては、放流水質が放流水質要求水準又は脱水汚泥が脱水汚泥性状要求水準を満たさなかった場合、受注者は、責任を負わず、これを理由に委託料は減額されないものとする。但し、受注者に故意又は過失がある場合はこの限りではない。

- 2 前項の場合、受注者は、善良な管理者の注意を払い悪影響を小さくするように最善の対応に努める義務を有するものとする。

(受注者の水質に関する報告)

第19条 受注者は、流入水量及び水質の監視を行い、流入水の水量又は水質が契約書別紙2の範囲を逸脱している場合、速やかに発注者に報告するものとする。

2 発注者は、流入水量及び水質について、流入基準未達を生じさせる可能性の高い事実の発生を知った場合、速やかに受注者に通知するものとする。

(緊急事態発生時の対応)

第20条 受注者は、緊急事態が発生したときは、緊急事態対応計画書に基づき、災害・事故その他の不可抗力事由による本件業務への影響を可及的に避けるため、最大限の努力を行うもの。

(臨機の措置)

第21条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を講じるものとする。この場合において、受注者は、あらかじめ発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急でやむを得ない事情があるときは、この限りではない。

2 前項ただし書きにおいて、臨機の措置を講じたときは、受注者は当該措置の内容を、発注者に直ちに通知するもの。

3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で、特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置を講じるよう請求することができるものとする。

4 受注者が、第1項又は前項の規定により臨機の措置を講じた場合において、当該措置に要した費用のうち、本件業務の範囲外であると認められる部分については、発注者がこれを負担するものとし、その額は、発注者及び受注者協議の上で定めるものとする。

(協力要請の対応)

第22条 他下水道事業体又は関連団体等から、発注者に対して災害・事故その他の不可抗力事由の発生又は発生のおそれを理由として協力要請がなされた場合は、発注者は、受注者に当該協力要請に応じることを指示することができる。この場合、受注者は、実務上可能な範囲で、発注者の指示に従うものとする。

2 受注者が、前項の規定により協力要請に応じた場合において、当該対応に要した費用の負担及びその額は、発注者及び受注者協議の上で定めるものとする。

第4章 引継

(引継事項)

第23条 受注者は、業務開始後1ヶ月以内に、当該施設特有の運転方法や留意事項等を記載した引継事項(本契約の終了又は解除後に本件施設を運転する者に必要となる事項として、契約書別紙6に規定された内容を含むものとする。以下「引継事項」という。)を作成し、本契約が終了するまで、本件施設に備えおくものとする。受注者は、引継事項を作成した時は、速やかに発注者に通知するものとする。

(1) 受注者は、前受注者から浄化センター等の運転管理、維持管理について具体的な方法等を引継がなければならない。

(2) (1)の引継期間は、令和8年3月2日から令和8年3月31日までとする。

(3) 期間内における本件業務の内容、実施方法等については、この要求水準書によるもののほか発注者の指示によるものとする。

2 発注者は、いつでも、本件施設において引継事項を閲覧し、また、受注者に対し引継事項の内容の説明を求めることができる。

3 受注者は、必要に応じて、引継事項の内容を変更するものとする。受注者は、引継事項の内容を変更した時は、発注者に対し、速やかに引継事項を変更した旨通知するものとする。

(期間満了による終了)

第24条 期間満了により契約が終了した場合、受注者は以下の義務を負う。

- (1) 受注者は、新たに施設を運転する者に対し、本件施設が維持管理要求水準を満たしている状態で本件業務を引き継ぎ、また引継事項を交付するものとする。
 - (2) 受注者との引継に要する費用は、新たに施設を運転する者の負担とする。
 - (3) 受注者は、新たに施設を運転する者からの引継事項に関する問い合わせ等に対し、誠実に対応するものとする。
- 2 業務が終了する時は、発注者及び受注者の双方が立会いの上、既存施設等について、第9条第1項に基づき確認した既存施設等の内容と経年劣化又は標準的な使用による劣化以外の相違がないことを確認する。
 - 3 前項の確認の結果、既存施設等の内容と経年劣化又は標準的な使用による劣化以外の相違がある時は、受注者は、自己の責任と費用により必要な補修・取替え又はこれに代わる金銭の支払いなどの必要な措置をとらなければならない。但し、その相違が発注者の特段の指示に基づくものである場合は、この限りではない。
 - 4 前項の確認の後、契約終了時まで、本件施設について維持管理要求水準違反による損傷等が生じた場合、受注者は、自己の責任と費用により必要な補修・取替え又はこれに代わる金銭の支払いなどの必要な措置をとらなければならない。但し、発注者は、契約終了後14日以内に、当該違反の内容を受注者に対して通知するものとする。

第5章 維持管理

(本件施設の維持管理)

第25条 受注者は、本件施設の維持管理業務として以下に記載された事項を行なわなければならない。

- (1) 業務実施基本計画書及び業務実施年度計画書に基づいた業務
- (2) 3か年修繕計画書及び年間修繕計画書に基づいた計画修繕
- (3) その他の本件施設の維持管理

(更新等の必要性に関する請求)

第26条 本件施設の設備故障、損傷等によりその機能が維持できない時、若しくはその見込みがない時、又は本件施設の設備故障、損傷等により本件施設の機能を維持しようとするものが著しく非合理的であると認められる時は、受注者は発注者に対し、その旨を報告し、施設の修繕、更新・改築を請求することができる。

2 前項の請求があった時は、発注者は速やかに本件施設の現況を調査して、修繕、更新の是非を判断し、その内容を受注者に通知しなければならない。

(発注者による施設等の立入り確認及び監視)

第27条 発注者は、随時、自らの費用で、自ら又はその委託を受けた者により、施設機能の確保状態について立入り確認を行うことができるものとし、受注者はこれに協力する義務を負う。但し、発注者は、受注者の業務に支障が生じないように努めなければならないものとする。

2 発注者又はその委託を受けた者は、前項の施設機能の確保状態についての立入り確認又は受注者の業務遂行状況について監視を行うために、受注者に通知をした上で施設に立ち入ること、また、適宜受注者に説明を求めることができるものとし、受注者は、これに協力するものとする。

(施設機能の改善措置)

第28条 前条に規定する施設機能の確認の結果、第25条に規定された維持管理の要求水準の未達(第61条に定める不可抗力等による場合を除く)が判明した場合には、発注者は受注者に対して、その是正のため、改善措置をとることを通告し、受注者は第32条の定めに従うものとする。

第6章 環境計測及び報告等

(本件施設の環境計測)

第29条 受注者は、契約書別紙2に示す放流水質要求水準等を満たしているかを確認するため、環境計測を行うものとする。

(業務の報告)

第30条 受注者は、本件施設の点検及び前条に規定する環境計測の結果について、要求水準書別紙2に従い管理速報等の記録を作成する。受注者は、速やかに速報の記録を発注者に提出するものとする。

2 受注者は、月報及び年報を作成し、発注者に提出する。月報及び年報に記載すべき事項は要求水準書別紙5によるものとし、様式は、受注者の提案に基づき、発注者が承認することによる。

3 発注者は、管理日報、日誌、月報及び年報の内容について、受注者に説明を求め、また、必要な範囲で、受注者が本件業務に関し所持しているその他の資料の提出を求めることができる。

4 受注者は、作成した管理日報を、毎月一回発注者に提出するものとする。

(発注者による実施状況の確認及び改善通告)

第31条 発注者は、前条の業務の報告を受けたとき、速やかに確認を行うものとする。

2 発注者は、自らの費用で、自ら又はその委託を受けた者により、本件業務の実施状況について確認を行うことができるものとし、受注者はこれに協力するものとする。但し、発注者は、受注者の業務に支障が生じないように努めなければならないものとする。

3 前2項による確認の結果、要求水準の未達(第61条に定める不可抗力等による場合を除く)が判明した場合には、発注者は受注者に対して、その是正のため、改善措置をとることを通告し、受注者は第32条の定めに従うものとする。

第7章 要求水準の未達等に対する措置

(改善計画書の提出)

第32条 受注者は、契約書第28条及び第31条第3項の通告を受理したときは、当該通告を受理した日から3日以内に、改善方法及び期日等の改善計画を定めた改善計画書を発注者に提出すること。

2 発注者は、前項の改善計画書の内容が不十分であると認めるときは、受注者に対して、理由を明らかにした上で、当該改善計画書の修正を求めることができる。

(再改善計画書の提出)

第33条 発注者は、前条の改善計画の実施状況を確認した結果、期日までに当該要求水準の未達が是正されなかったときは、発注者は受注者に対して、再改善計画書として、当該改善計画書を変更し、又は再提出するよう催告するものとする。

2 前条第1項及び第2項の規定は、再改善計画書及び再提出の場合に準用する。

3 前条及び本条において、改善計画書及びその改善に係る一切の費用は、受注者が負担するものとする。

(要求水準の未達等に対する措置)

第34条 前条に基づき、再改善計画書に定める期日までに当該要求水準の未達が是正されないときは、発注者は受注者に対して、事前に書面により通知した上で、その是正が完了するまでの間、委託料の支払いを停止することができるものとする。

2 前項の支払停止を行う場合には、発注者は受注者に対して、弁明の機会を与えなければならない。

3 当該要求水準の未達が是正されたときは、発注者は第1項に基づき支払いを停止していた委託料を速やかに受注者に支払うものとする。この場合、支払いを停止していた期間に係る利息は一切付さないものとする。

4 第1項の規定に基づき、委託料の支払い停止措置を講じた後、60日を経過しても、当該支払い停止の理由となった要求水準の未達が是正されないときは、契約書第41条第1項第

3号の定めに従うことができるものとする。

第8章 契約の変更

(契約の変更)

第35条 本契約は両当事者の書面による合意によらなければ変更することができない。

(発注者による委託内容の変更)

第36条 発注者は、法令の変更、技術の革新その他の理由により委託の内容の変更を希望する場合、受注者に対して、変更を希望する日（本条において「変更日」という。）の1ヶ月前までに変更案（委託料部分を含まない。本条において「変更案」という。）を提出するものとする。なお、発注者は、事前に変更案について受注者の意見を聞くよう努めなければならない。

- 2 受注者は、前項の変更案を受領した場合、変更案を受領してから1ヶ月以内に、発注者に対し、変更案に対応する委託料に関する見積り（応募の際に添付した費用内訳書と同様の内容を含むものとする）を提出するものとする。
- 3 発注者は、受注者に対し、前項の見積りを受領してから1ヶ月以内に前項の見積りを承諾するか否かを通知しなければならない。承諾する旨の通知がなされた場合、変更日を以って本契約は変更案及び見積りに従って変更されるものとする。
- 4 発注者が見積りを承認しない旨受注者に対して通知した場合、発注者及び受注者の協議により変更案及び委託料を定めるものとする。本項の協議が前項の通知を受け取った後1ヶ月以内に成立しない場合（なお、この期間については両者の合意の上変更することができる）、発注者は変更案の撤回又は契約の終了のいずれかを受注者に対して通知するものとする。発注者が契約の終了を通知した場合、変更日の前日に本契約は終了するものとする。本項により契約が終了した場合、第41条を準用する。
- 5 第1項の期間は、公益上やむをえない事由がある場合、短縮することができる。この場合、受注者は変更案の受領後可能な限り速やかに第2項の見積りを提出しなければならない。

(受注者による委託内容の変更)

第37条 受注者は、委託の内容の変更を希望する場合、発注者に対して、変更を希望する日（本条において「変更日」という。）の1ヶ月前までに変更案（委託料部分を含む。本条において、「変更案」という。）を提出するものとする。なお、受注者は、事前に変更案について発注者の意見を聞くよう努めなければならない。

- 2 発注者は、受注者に対し、前項の変更案を受領してから1ヶ月以内に変更案を承諾するか否かを通知しなければならない。承諾する旨の通知がなされた場合、変更日を以って本契約は変更案に従って本契約は変更されるものとする。なお、変更案は、両者協議の上変更できるものとする。

(著しく賃金又は物価が変動した場合の契約変更)

第38条 発注者又は受注者は、委託期間内で契約締結の日から12月経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により委託金額が不相当となったと認めた時は、相手方に対して委託金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の請求があった時は、委託料の見直しを行うものとする。
- 3 変動前残委託金額及び変動後残委託金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者、受注者協議して定める。但し、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項による請求は、本条の規定により委託金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、第1項中「契約締結の日」とあるのは直前の本条に基づく委託金額変更の基準とした日とする。
- 5 予期することのできない特別の事情により、契約期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションが生じ、委託金額が著しく不相当となった時は、発注者又は受注者は前各項の規定にかかわらず、委託金額の変更を請求することができる。

- 6 前項の場合において、委託金額の変更額については発注者、受注者協議して定める。但し、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 7 第3項及び前項の協議開始の日については発注者が受注者の意見を聞いて定め、受注者に通知しなければならない。但し、発注者が第1項又は第5項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

第9章 業務委託料の支払い

(委託料の支払)

- 第39条 発注者又はその委託を受けた者は、業務実績報告書を受領した時は、その日から10日以内に内容の検査を行うものとする。
- 2 施設管理経費については、受注者は前項の検査に合格した後、当該月分の施設管理経費に係る請求書を発注者に提出するものとし、発注者は、当該請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。契約書別表1「委託料支払表」参照
 - 3 計画修繕費については、契約書別表1「委託料支払表」に記載の業務委託期間内における年度毎の支払額を出来高精算として支払うものとする。受注者は、各修繕の竣工検査に合格した後、当該修繕費に係る請求書を発注者に提出するものとし、発注者は、当該請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。
 - 4 委託料は、受注者の責めに帰すべき事由により性能未達があつた場合、契約書別紙5に従い施設管理経費を減額することができるものとする。

第10章 契約の解除

(発注者の任意解除権)

- 第40条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条から第44条までの規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

- 第41条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
 - (2) 受注者の責めに帰する事由により、本件業務が期限内に履行されず、又は履行される見込みがないと認められるとき。
 - (3) 本契約に基づく発注者の履行監視の結果、受注者の要求水準未達が改善期間を経過しても是正されないとき。
 - (4) 受注者の責めに帰する事由により、連続して10日以上又は1年間において30日以上、受注者が下水道の処理の一部又は全部を行わないとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

- 第42条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 第1条第11項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
 - (2) 受注者がこの契約の業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
 - (3) 受注者が業務の完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を

達することができないとき。

- (5) 業務内容の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 第46条又は第47条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(談合その他不正行為に係る発注者の催告によらない解除権)

第43条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当した時は、直ちにこの契約を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じても、発注者はその責を負わないものとする。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) 受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
 - (5) 受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 受注者が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

(暴力団等排除に係る発注者の催告によらない解除権)

第44条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するとき(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。)は、直ちにこの契約を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じても、発注者はその責めを負わないものとする。

- (1) 法人等(法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与している者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び

理事等その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。

- (2) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)若しくは暴力団の威力又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 受注者が、第1号から第4号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- (7) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (8) 前3号のほか、法人等の役員等又は使用人が、第1号から第4号までのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第45条 第41条各号又は第42条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第41条又は第42条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第46条 受注者は、発注者がこの契約を違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第47条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第36条の規定により委託内容を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第61条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5を超えたとき。但し、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3ヶ月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第48条 第46条又は前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除の効果)

第49条 契約が解除された場合には、第1条第1項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、契約が解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分（以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認められた時は、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分委託料は、発注者が定め、受注者に通知する。

（解除に伴う措置）

第50条 受注者は、契約が解除された場合において、貸与品等がある時は、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損した時は、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2 受注者は、契約が解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分（前条第2項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。）、機械器具、仮設物その他の物件（受注者から業務を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件及び貸与品等のうち故意又は過失によりその返還が不可能となったものを含む。以下次項において同じ。）がある時は、受注者は、当該物件を撤去し、又は作業現場を原状に復し、若しくは取片付けなければならない。

3 前項に規定する撤去並びに原状回復及び取片付けに要する費用（以下本項及び次項において「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。

（1）業務の出来形部分に関する撤去費用等

契約の解除が第41条、第42条、第43条又は第44条による時は受注者が負担し、第40条、第46条又は第47条による時は発注者が負担する。

（2）機械器具、仮設物その他の物件に関する撤去費用等

受注者が負担する。

4 第2項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の原状回復若しくは取片付けを行わない時は、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の原状回復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は原状回復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等（前項第一号の規定により、発注者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。）を負担しなければならない。

5 第1項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第41条、第42条、第43条又は第44条による時は発注者が定め、第40条、第46条又は第47条の規定による時は受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第1項後段及び第2項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

（妨害又は不当要求に対する届出義務）

第51条 受注者は、契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なもの認められないものをいう。）を受けた場合は、発注者へ報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

2 受注者が妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の被害届の提出を怠ったと認められる場合は、瀬戸市の調達契約からの排除措置を講じることがある。

第11章 損害賠償

（発注者の損害賠償請求等）

第52条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
 - (2) 第41条、第42条又は第44条の規定により業務の完了後にこの契約が解除されたとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第41条、第42条又は第44条の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 業務の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、未履行部分相当額（1,000円未満の端数金額及び1,000円未満の金額は切り捨てる。）につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率（以下「財務大臣が決定する率」という。）を乗じて得た額とする。
- 6 前項の損害金に100円未満の端数があるとき又は損害金が100円未満であるときは、その端数金額又はその損害金は徴収しないものとする。
- 7 第2項の場合（第44条の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第7条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。
- 8 第1項から第3項まで又は第5項の場合において、受注者が共同企業体であるときは、各構成員は、損害金等を連帯して発注者に支払わなければならない。受注者が既に共同企業体を解散しているときは、構成員であった者についても、同様とする。
- 9 第2項及び第5項の規定にかかわらず、発注者は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する額を超える場合においては、受注者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

（談合その他不正行為に係る賠償金の支払い）

第53条 受注者は、第43条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、業務委託料の10分の2に相当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。受注者がこの契約を履行した後も同様とする。

2 受注者は、次の各号のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、業務委託料の10分の3に相当する額を支払わなければならない。

- (1) 第43条第1項第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3の規定の適用があるとき。
- (2) 第43条第1項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 受注者が発注者に誓約書を提出しているとき。

- 3 前2項の規定にかかわらず、発注者は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、受注者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 4 前3項の場合において、受注者が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して発注者に支払わなければならない。受注者が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(受注者の損害賠償請求等)

第54条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第46条又は第47条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

- 2 第39条第2項及び第3項の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、財務大臣が決定する率を乗じて得た額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。
- 3 前項の利息に100円未満の端数があるとき又は利息が100円未満であるときは、その端数金額又はその利息は請求することができない。

(損害賠償等)

第55条 受注者は、本件業務の実施に当たり、第三者に損害を及ぼした時は、その損害について賠償の責めを負うものとする。

- 2 本件業務の実施に当たり、受注者又は受注者の従業員に損害を生じても、発注者は、その責めを負わない。
- 3 契約期間中、受注者は自己の費用により、第三者賠償保険、労働者災害保険、その他必要な保険を付保するものとする。
- 4 本件業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動等の理由により第三者に及ぼした損害について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならない時は、発注者がその賠償額を負担しなければならない。但し、本件業務の実施に関し、受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 5 前4項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては発注者受注者協力してその処理解決に当たるものとする。
- 6 本契約は、第三者に対して契約書別紙2に示す放流水質要求水準による放流水質及び脱水汚泥性状要求水準による汚泥性状を保証するものではない。

(責任範囲)

第56条 本件業務に伴う下水道法上の管理責任は、発注者が負うものとし、その他の発注者及び受注者の基本的な責任範囲は、契約書別紙4に示すリスク分担表に基づくものとする。

(責任限度)

第57条 受注者が発注者に支払うべき損害賠償金は、当該年度の契約金額の10分の1を上限とする。但し、以下の費用については責任限度を設けない。

(1) 受注者の故意又は重過失により損害が生じた場合

(2) 受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより損害が生じた場合

(賠償金の徴収)

第58条 この契約に基づき受注者が発注者に対して負った債務を、受注者が発注者の指定する期間内に支払わない時は、発注者は、その支払わない額(1,000円未満の端数金額及び1,000円未満の金額は切り捨てる。)に発注者の指定する期間を経過した日から契約

日における政府契約の支払い遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率（以下「契約日における財務大臣が決定する率」という。）により計算した額を遅延損害金として徴収する。

- 2 発注者は、この契約に基づき受注者が発注者に対して負った債務を、受注者が発注者の指定する期間内に支払わない時は、その支払わない額と発注者の指定する期間を経過した後に到来する発注者の支払うべき委託料と相殺することができる。この場合において、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から委託料支払いの日まで契約日における財務大臣が決定する率で計算した遅延損害金を含めて相殺できるものとし、なお不足がある時は追徴する。
- 3 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき契約日における財務大臣が決定する率で計算した額の遅延損害金を徴収する。

第12章 その他

（保険）

第59条 受注者は、業務を開始する前日までに、第55条第3項に規定する保険に加入しなければならない。また、加入した保険の証明書又は証書の写し等を速やかに発注者に提出しなければならない。

（表明及び保証）

第60条 受注者は、発注者に対し、本契約締結日現在において、次の各号に掲げる事実を表明し、保証する。

- (1) 受注者による本件業務の遂行が受注者に適用される一切の法令に違反しないこと。
 - (2) 公租公課を滞納していないこと。
 - (3) 本件業務の遂行に重大な悪影響を及ぼすおそれのある裁判手続又は行政手続が、裁判所又は公的機関（国、地方公共団体及び自主規制団体を含む。）において提起又は開始されておらず、また、受注者の知る限りにおいて、そのおそれが生じていないこと。
 - (4) 発注者から指名停止の処分を受けていないこと。
 - (5) 本契約に関し、受注者が発注者に対して提供した情報がその重要な点においてすべて正確であること。
- 2 発注者は、受注者に対し、本契約締結日現在において、次の各号の事実を表明し、保証する。
 - (1) 発注者が受注者に交付した書面が、重要な点においてすべて正確であること。
 - (2) 本契約の締結に必要な手続きをすべて完了していること。
 - 3 前2項に規定された事項に変更が生じた場合、相手方に対して直ちに通知するものとする。

（不可抗力）

第61条 不可抗力により本契約に従って本件業務を実施することができなくなった時、又は著しく困難になった時は、受注者はその内容の詳細を記載した書面等、有効な手段を以って、直ちに発注者に通知しなければならない。通知が発注者に受領された後、受注者は、発注者の指示に従い対応するものとする。

- 2 受注者は、前項の通知がなされ、受領された時以降において、この契約に基づく自己の義務が不可抗力により履行不能となった場合、履行期日における要求水準の達成についての当該義務の履行義務を免れるものとする。ただし、受注者は、施設への被害、業務への影響を軽減するために合理的な努力を行う義務を負うものとする。
- 3 受注者により、前項の通知がなされ、発注者により受領された時以降において、発注者の指示による受注者の通常の対応の範囲を超えた対応により発生する費用は、発注者の負担とする。但し、受注者の故意又は重過失によって要した費用が増加した場合は受注者の負担とする。なお、発注者及び受注者は、不可抗力に起因して相手方に発生する損害を最小限にとどめるよう努力しなければならない。
- 4 発注者が受注者から第1項の通知を受領した場合、発注者及び受注者は、当該不可抗力に対応するため、速やかに本契約の変更並びに、当該変更による追加費用及び発注者の指示に

よる対応に係る費用負担等について、協議しなければならない。

- 5 前4項の協議にかかわらず、不可抗力が生じた日から60日以内に本契約の変更並びに当該変更による追加費用の負担等について合意が成立しない時は、発注者が不可抗力に対する対応方法を受注者に対して通知し、受注者はこれに従い本件業務の実施を継続するものとする。この場合の追加費用は発注者が負担する。
- 6 本件施設の損傷により委託内容を変更する必要がある場合、発注者は、必要である範囲内において、委託内容を変更することができる。また、本件施設の損傷により本契約の継続が著しく困難である場合、発注者は、直ちに本契約を解除することができるものとする。

(費用の負担)

- 第62条 受注者は、業務履行のために、第10条第5項に定める業務実施基本計画書又は業務実施年度計画書に定められた計画について受注者の責任と費用の負担により実施しなければならない。
- 2 受注者は、業務履行のために、第11条第8項に定める3か年修繕計画書又は年間修繕計画書に定められた計画について受注者の責任と費用の負担により実施しなければならない。
 - 3 前2項の定めは、発注者の責任と費用の負担があるものを除くものとする。

(紛争の解決)

- 第63条 この約款の各条項において発注者受注者協議して定めるものにつき、協議が整わなかった時に発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他契約に関して発注者受注者間に紛争を生じた時は、発注者及び受注者は、協議の上調停人を選任し、当該調停人のあつせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者受注者協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは発注者受注者折半し、その他のものは発注者受注者それぞれが負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認める時は、同項に規定する手続前又は手続中であっても同項の発注者受注者間の紛争について民事訴訟法(平成8年法律第109号)に基づく訴えの提起又は民事調停法(明治26年法律第222号)に基づく調停の申立てを行うことができる。

(個人情報の保護)

- 第64条 受注者は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- 2 受注者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第8項に規定する特定個人情報(以下「特定個人情報」という。)の取扱いに当たっては、この約款に定めるもののほか、瀬戸市における特定個人情報取扱特記事項等を遵守しなければならない。
 - 3 受注者は、この契約による個人情報の取扱いに関する責任者、個人情報を取り扱う従業者(受注者の組織内にあって直接又は間接に受注者の指揮監督を受けて業務に従事している者をいい、従業員のほか、取締役、監査役、理事、監事及び派遣労働者等を含む。以下同じ。)の管理及び実施体制並びに個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について定めた書面を発注者に提出する。
 - 4 受注者は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。
 - 5 受注者は、その業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならないこと等の個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。
 - 6 受注者は、この契約により個人情報を取り扱う従業者を明確にし、特定個人情報を取り扱う従業者のほか、発注者が必要と認める場合については、書面により発注者にあらかじめ報告するものとする。なお、変更する場合も同様とする。
 - 7 受注者は、この契約により個人情報を取り扱う従業者に対して、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を適切に実施するよう監督及び教育を行うものとする。

- 8 受注者は、この契約により個人情報を取り扱う従業者が派遣労働者である場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するものとする。
- 9 受注者は、この契約により個人情報を取り扱う業務を自ら処理するものとし、やむを得ず他に再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）するとき、あらかじめ書面により発注者の承諾を得るものとする。発注者の承諾を得た再委託先の変更を行う場合も同様とする。
- 10 受注者は、発注者の承諾により個人情報を取り扱う業務を再委託するときは、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも書面で義務付けた上で、当該義務を遵守させるものとし、受注者はそのために必要かつ適切な監督を行うものとする。また、発注者の承諾により再委託する場合には、再委託先に提供する個人情報は再委託する業務内容に照らして必要最小限の範囲とし、必要のない特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部は削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずる。
- 11 受注者は、この契約による業務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託業務の目的の範囲内で行うものとする。
- 12 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等（電磁的記録を含む。以下同じ。）を、発注者の承諾なしに複製し、又は複製してはならない。また、発注者の承諾により複製し、又は複製する場合には、必要最小限の範囲で行うものとする。
- 13 受注者は、この契約による業務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。また、発注者の承諾により第三者に提供する場合には、提供する個人情報は提供目的に照らして必要最小限の範囲とし、必要のない特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部は削除し、又は別の記号に置き換える等の措置を講ずる。
- 14 受注者は、この契約による業務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、発注者の承諾なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。
- 15 受注者は、発注者からこの契約による業務を処理するために提供を受けた個人情報及び受注者自らが当該業務を処理するために収集した個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理（再委託先による管理を含む。）のために必要な措置を講じなければならない。
- 16 受注者がこの契約による業務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。
- 17 受注者は、発注者の指示により、個人情報を削除し、又は廃棄した場合は、削除又は廃棄した記録を作成し、発注者に証明書等により報告するものとする。また、受注者が個人情報を削除又は廃棄するに当たっては、個人情報を復元困難及び判読不可能な方法によるものとする。
- 18 受注者が、この契約による業務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等について、発注者の承諾を得て再委託による提供をした場合又は発注者の承諾を得て第三者に提供した場合、受注者は、発注者の指示により、当該再委託先又は当該第三者から回収するものとする。
- 19 発注者は、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務の遵守状況について、受注者に対して必要な報告を求め、随時に立入検査若しくは調査をし、又は受注者に対して指示を与えることができる。なお、受注者は、発注者から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。
- 20 受注者は、この契約により取り扱う個人情報の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し又は発生したおそれのある場合のほか、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この場

合、発注者は、受注者に対して、個人情報保護のための措置（個人情報が記録された資料等の第三者からの回収を含む。）を指示することができる。

2 1 受注者は、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務に違反し、又は怠ったことにより発注者が損害を被った場合、発注者にその損害を賠償しなければならない。

（契約外の事項）

第 6 5 条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者受注者協議して定める。

（雑則）

第 6 6 条 受注者は、本件業務の実施に当たり、要求水準書別紙 1 に示す関連法令等を遵守する。

契約書別紙1 対象施設及び業務

【対象施設】

1 浄化センター

(1) 施設名称・所在地

西部浄化センター 瀬戸市西原町2丁目113番外地内

水野浄化センター 瀬戸市内田町1丁目597番外地内

(2) 処理施設調書等（西部浄化センター4-1系列については共用開始前のため予定）

西部浄化センター		昭和45年
位置	瀬戸市西原町2丁目113番外地内	面積: 295a (29,500m ²)
処理方式	凝集剤併用ステップ3段硝化脱窒素法 [2-1系列] [2-2系列] [3系列] [4-1系列]令和8年度供用開始予定	
処理能力	27,400 m ³ /日最大	[2-1系列] 4,300 m ³ /日最大 [2-2系列] 4,300 m ³ /日最大 [3系列] 12,400 m ³ /日最大 [4-1系列] 6,400 m ³ /日最大
主要な施設		
1 流入渠	数量: 1式 構造: 鉄筋コンクリート造り 能力: 満管流量 2.135m ³ /秒能力	
2 沈砂池	数量: 2池 (現稼働1池) 構造: 鉄筋コンクリート造り (池幅: 2.0m / 池長: 12.5m / 有効水深: 0.8m) 能力: 水面積負荷 882m ³ /m ² /日	
3 主ポンプ	数量: 3台 構造: 汚水ポンプ (縦軸渦巻斜流ポンプ) 能力: 口径 φ350mm 揚水量 16 m ³ /分/台 揚程 9m 容量 37kW	
4 流量調整池	[2系列] (平行流長方形沈殿池) 数量: 2池 構造: 鉄筋コンクリート造り (池幅: 5.75m / 池長: 13.6m / 有効水深: 3.0m) 能力: 貯留容量 469m ³	
5 最初沈殿池	[2系列] (平行流長方形沈殿池) 数量: 2池 構造: 鉄筋コンクリート造り (池幅: 5.75m / 池長: 13.6m / 有効水深: 3.0m) 能力: 水面積負荷 57.5m ³ /m ² /日 [3系列] (円形式沈殿池) 数量: 2池 構造: 鉄筋コンクリート造り (池径: φ12.5m / 有効水深: 3.0m)	

西部浄化センター	昭和 45 年
能力: 水面積負荷 53.1m ³ /m ² /日 [4-1 系列] (円形式沈殿池) 数量: 1 池 構造: 鉄筋コンクリート造り (池径: φ 14.0m / 有効水深: 3.0m) 能力: 水面積負荷 46.8m ³ /m ² /日	
6 反応タンク [2 系列] 数量: 2 池 (凝集剤併用ステップ流入式 3 段硝化脱窒法) 構造: 鉄筋コンクリート造り (池幅: 5.3m / 池長: 41.4m / 有効水深: 9.5m) 能力: ASRT6.4 日 [3 系列] (凝集剤併用ステップ流入式 3 段硝化脱窒法) 数量: 2 池 構造: 鉄筋コンクリート造り (池幅: 6.0m / 池長: 49.6m / 有効水深: 10.0m) 能力: ASRT6.4 日 [4-1 系列] (凝集剤併用ステップ流入式 3 段硝化脱窒法) 数量: 1 池 構造: 鉄筋コンクリート造り (池幅: 6.0m / 池長: 56.8m / 有効水深: 10.0m) 能力: ASRT6.4 日	
7 送風機 数量: 3 台 (1 台増設予定) 構造: 単段ターボブロアー 口径 φ 300mm 吐出風量 67m ³ /分 64kPa 400V 200kVA	
8 最終沈殿池 [2 系列] 数量: 4 池 (平行流長方形沈殿池) 構造: 鉄筋コンクリート造り (池幅: 5.75m / 池長: 24.8m / 有効水深: 3.0m) 能力: 水面積負荷 15.8 m ³ /m ² /日 [3 系列] (平行流長方形沈殿池) 数量: 4 池 (2 階層) 構造: 鉄筋コンクリート造り (池幅: 6.0m / 池長: 36.6m / 有効水深: 3.5m) 能力: 水面積負荷 14.8 m ³ /m ² /日 [4-1 系列] (平行流長方形沈殿池) 数量: 2 池 (2 階層) 構造: 鉄筋コンクリート造り (池幅: 6.0m / 池長: 42.0m / 有効水深: 3.5m) 能力: 水面積負荷 14.2 m ³ /m ² /日	
9 塩素接触タンク 数量: 4 水路 能力: 接触時間 23.8 分 構造: 鉄筋コンクリート造り (池幅: 2.3m / 池長: 25.0m / 有効水深: 2.1m)	

西部浄化センター		昭和 45 年
10	放流渠 能力：流量 1.1m ³ /秒 構造：鉄筋コンクリート造り	数量：1 式
11	機械濃縮機 構造：ベルト型ろ過濃縮装置 処理量：20m ³ /時/台	数量：2 台
12	汚泥脱水機 構造：遠心脱水機 能力：30m ³ /時/台、20m ³ /時/台	数量：2 台
13	自家発電機 構造：ディーゼル発電機 能力：出力 625kVA 6600V 60Hz	数量：1 台
14	管理棟 構造・仕様：鉄筋コンクリート造り (中央監視室、電気室、事務室、会議室)	数量：1 棟
15	水質検査棟 構造・仕様：鉄筋コンクリート造り (水質試験室、資料倉庫、作業員控え室、凝集剤タンク室)	数量：1 棟
16	沈砂池ポンプ棟 構造：鉄筋コンクリート造り (沈砂池、ポンプ室、発電機室)	数量：1 棟
17	汚泥濃縮棟 構造：鉄筋コンクリート造り (ベルト式汚泥濃縮機、脱臭設備、汚泥貯留槽)	数量：1 棟
18	汚泥処理棟 構造：鉄筋コンクリート造り (脱水機室、電気室、凝集剤添加設備)	数量：2 棟
19	滅菌棟 構造：鉄筋コンクリート造り (塩素接触タンク、次亜塩素酸タンク)	数量：1 棟

年度別処理能力のまとめ

		処理水量 (m3)	年度						
			令和 8		令和 9		令和 10		
系列	2-1 系列	4,300							
	2-1 系列	4,300							
	3 系列	12,400							
	4-1 系列	6,400							
計(m3)			27,400	27,400	27,400	27,400	27,400	27,400	27,400

水野浄化センター		昭和 47 年	
位置	瀬戸市内田町 1 丁目 597 番外地内	面積:	154 a (15, 400m ²)
処理方式	標準活性汚泥法	計画放流水質:	BOD:15mg/ℓ
処理能力	10, 600 m ³ /日最大	[1 系列]	3, 360 m ³ /日最大
		[2 系列]	7, 240 m ³ /日最大
主要な施設			
1	流入渠	数量: 1 式	
	構造: 鉄筋コンクリート造り		
	能力: 流量 0.6m ³ /秒		
2	沈砂池	数量: 2 池	
	構造: 鉄筋コンクリート造り (池幅 1.8m / 池長:5.0m / 有効水深:0.5m)		
	能力: 水面積負荷 1, 567m ³ /m ² /日		
3	主ポンプ	数量: 2 台	
	構造: 汚水ポンプ縦軸渦巻斜流ポンプ		
	能力: 口径 φ250mm / 揚水量 8.8m ³ /分/台 揚程 10m 30 kW		
4	最初沈殿池		
	[1 系列] (平行流長方形沈殿池)	数量: 2 池	
	構造: 鉄筋コンクリート造り (池幅 4.8m / 池長 18.0m / 有効水深 2.5m)		
	能力: 水面積負荷 39m ³ /m ² /日		
	[2 系列] (平行流長方形沈殿池)	数量: 2 池	
	構造: 鉄筋コンクリート造り (池幅 5.0m / 池長 12.5m / 有効水深 3.0m)		
	能力: 水面積負荷 52m ³ /m ² /日		
5	反応タンク		
	[1 系列] (片側散気旋回流式)	数量: 1 池	
	構造: 鉄筋コンクリート造り 3 水路 (池幅 5.0m / 池長 19.0m / 有効水深 3.7m)		
	能力: HRT 6.8 時間		
	[2 系列] (片側散気旋回流式)	数量: 1 池	
	能力: HRT 6.6 時間		
	構造: 鉄筋コンクリート造り (池幅 10.0m / 池長 18.0m / 有効水深 10.0m)		
6	送風機	数量: 2 台	
	構造: ルーツブローア		
	φ 200mm×35m ³ /分×6, 100mmAq×55kW		
7	最終沈殿池		
	[1 系列] (平行流長方形沈殿池)	数量: 1 池	
	構造: 鉄筋コンクリート造り (池幅 6.2m / 池長 18.0m / 有効水深 3.0m)		
	能力: 水面積負荷 30m ³ /m ² /日		
	[2 系列] (平行流長方形沈殿池)	数量: 2 池	
	構造: 鉄筋コンクリート造り (池幅 5.0m / 池長 24.5m / 有効水深 3.0m)		
	能力: 水面積負荷 27m ³ /m ² /日		

水野浄化センター		昭和 47 年
8	塩素接触タンク 構造：鉄筋コンクリート造り（池幅 2.5m / 池長 25.0m / 有効水深 1.0m） 能力：接触時間 18.8 分	数量：2 水路
9	放流渠 構造：鉄筋コンクリート造り 能力：流量 0.6m ³ /秒	数量：1 式
10	汚泥濃縮タンク（円形放射流式） 構造：鉄筋コンクリート造り（池径 φ4.5m / 深さ 3.0m） 固形物負荷 60kg/m ² ・日	数量：2 池
11	汚泥脱水機 構造：遠心脱水機 能力：10m ³ /時/台	数量：2 台
12	自家発電機 構造：ガスタービン発電機 能力：出力 375kVA 6600V 60Hz	数量：1 台

年度別処理能力のまとめ

		処理水量 (m ³)	年度					
			令和 8		令和 9		令和 10	
系列	1 系列	3,360						
	2 系列	7,240						
水量計(m ³)			10,600	10,600	10,600	10,600	10,600	10,600

(3) 業務

受注者は上記 1 の業務対象に対して、以下の運転管理及び維持管理業務を行う。

- ① 維持管理業務の計画
- ② 中央監視室における監視及び運転制御
- ③ 各種機器の運転、監視及び記録
- ④ 各種機器の点検、調整、整備及び記録
- ⑤ ユーティリティの調達管理
- ⑥ 小修繕、軽易な修理、造作、塗装
- ⑦ 運転操作に必要な水質、汚泥試験及び理化学試験
- ⑧ 各施設の清掃、整理整頓、施錠、除草及び防火
- ⑨ 3か年修繕計画書及び年間修繕計画書に基づいた計画修繕
- ⑩ その他、上記業務の関連指示事項

- 2 場外ポンプ場施設、下水道展示館、下水道展示館駐車場及び下水道屋外学習施設
受注者は(1)の業務対象に対して、(2)の運転管理及び維持管理業務を行う。
なお、契約期間中に業務対象施設の若干の増加が見込まれる。

【対象施設】

(1) 名称・所在地

内田ポンプ場	瀬戸市内田町1丁目310番地 地内
小田妻ポンプ場	瀬戸市小田妻町1丁目300番地 地内
川西ポンプ場	瀬戸市川西町2丁目125番地の1 地内
十軒ポンプ場	瀬戸市十軒町419番地 地内
陶本ポンプ場	瀬戸市陶本町2丁目1番地の1 地内
中水野(I)ポンプ場	瀬戸市中水野町2丁目582番地の2 地内
汗干ポンプ場	瀬戸市汗干町54番地の7 地内
宝ヶ丘ポンプ場	瀬戸市宝ヶ丘町452番地 地内
塩草ポンプ場	瀬戸市塩草が丘3丁目41番地 地内
西山1丁目(1)ポンプ場	瀬戸市西山町1丁目34番地 地内
西山1丁目(2)ポンプ場	瀬戸市西山町1丁目77番地の4 地内
西山1丁目(3)ポンプ場	瀬戸市西山町1丁目77番地の2 地内
西山2丁目ポンプ場	瀬戸市西山町2丁目90番地の21 地内
東菱野ポンプ場	瀬戸市東菱野町152番地 地内
西追分ポンプ場	瀬戸市西追分町161番地の7 地内
水野中継ポンプ場	瀬戸市ききょう台3丁目41番地 地内
池田ポンプ場	瀬戸市池田町2番地 地内
石田ポンプ場	瀬戸市石田町283番地 地内
下水道展示館	瀬戸市内田町1丁目594番地 地内
下水道展示館駐車場	瀬戸市内田町1丁目486番地 地内
下水道屋外学習施設	瀬戸市内田町1丁目468番地 地内

(2) 業務

受注者は上記2(1)の業務対象に対して以下の運転管理及び維持管理業務を行う。

- ① 各マンホールポンプ場巡回点検
(施設情報システム入力項目を点検、点検結果入力)
- ② 各ポンプ場の運転、監視及び記録
- ③ 各種機器の点検、整備及び記録
- ④ ユーティリティの調達管理
- ⑤ 小修繕、軽易な修理、造作、塗装
- ⑥ 各施設の清掃、整理整頓、施錠、防火及び除草
スカム堆積がある場合は、水洗い清掃とバキューム車を利用した清掃
- ⑦ 3か年修繕計画書及び年間修繕計画書に基づいた計画修繕
- ⑧ その他、上記業務の関連指示事項

契約書別紙 2 運転に関する基準（流入水基準、維持管理要求基準等）

1 処理実績

(1) 西部浄化センター

【年間の処理水量及び処理実績】

事項		実績		
項目	単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度
処理水量	m ³	7,063,866	7,269,903	7,176,342
流入水質	pH	—	7.2	7.2
	透視度	度	3.0	3.0
	BOD	mg/l	350.0	300.0
	COD	mg/l	130.0	140.0
	SS	mg/l	170.0	190.0
	T-N	mg/l	35.0	36.0
	T-P	mg/l	3.80	3.90
	大腸菌群数	個/ml	280,000	200,000
放流水質	pH	—	6.8	6.8
	透視度	度	99.0	>100
	BOD	mg/l	3.3	2.3
	COD	mg/l	9.6	8.6
	SS	mg/l	2.0	2.0
	T-N	mg/l	5.2	3.7
	T-P	mg/l	0.43	0.48
	大腸菌群数	個/ml	<30	<30

水質は各年度の平均

(2) 水野浄化センター

【年間の処理水量及び処理実績】

事項		実績		
項目	単位	令和4年度	令和5年度	令和6年度
処理水量	m ³	1,691,193	1,548,428	1,712,514
流入水質	pH	—	7.3	7.3
	透視度	度	4.0	4.0
	BOD	mg/l	260.0	200.0
	COD	mg/l	110.0	110.0
	SS	mg/l	160.0	130.0
	T-N	mg/l	37.0	37.0
	T-P	mg/l	4.60	4.40
	大腸菌群数	個/ml	240,000	160,000
放流水質	pH	—	6.7	6.6
	透視度	度	93.0	96.0
	BOD	mg/l	3.1	2.7
	COD	mg/l	8.3	8.3
	SS	mg/l	3.0	3.0
	T-N	mg/l	10.3	8.3
	T-P	mg/l	0.24	0.21
	大腸菌群数	個/ml	<30	<30

水質は各年度の平均

2 流入水基準

(1) 西部浄化センター

年間予定処理水量は過去の実績から予測して設定している。

① 年間予定処理水量

令和8年度	8,212,500m ³ /年	=22,500×365
令和9年度	8,527,800m ³ /年	=23,300×366
令和10年度	8,869,500m ³ /年	=24,300×365

過去の実績から予測

② 日最大流入水量基準

令和8年度	25,700m ³ /日
令和9年度	26,600m ³ /日
令和10年度	27,400m ³ /日

過去の実績から予測

③ 流入水基準

項目	単位	基準	令和4年度	令和5年度	令和6年度
水温	度	29.9以下	28.5	29.3	29.9
		14.6以上	15.3	14.6	14.6
pH	—	7.9以下	7.9	7.5	7.5
		6.8以上	6.8	6.9	6.9
透視度	度	3以上	3	3	4
BOD	mg/l	600以下	600	480	430
COD	mg/l	220以下	180	180	220
SS	mg/l	340以下	240	340	270
T-N	mg/l	59以下	59	51	44
T-P	mg/l	6.5以下	6.5	5.8	4.8
大腸菌数(※)	CFU/ml	252,000以下	266,000	114,800	252,000

過去3年間の実績値

※ 令和4年度から令和6年度の実績は「大腸菌数/大腸菌群数」の平均値「0.28」で換算した値である。

(2) 水野浄化センター

年間予定処理水量は過去の実績から予測して設定している。

① 年間予定処理水量

令和 8 年度	1,715,500 m ³ /年	=4,700×365
令和 9 年度	1,720,200 m ³ /年	=4,700×366
令和 10 年度	1,715,500 m ³ /年	=4,700×365

過去の実績から予測

② 日最大流入水量基準

令和 8 年度	5,400m ³ /日
令和 9 年度	5,400m ³ /日
令和 10 年度	5,400m ³ /日

過去の実績から予測

③ 流入水基準

項目	単位	基準	R4 年度	R5 年度	R6 年度
水温	度	29.4 以下	28.0	28.9	29.4
		14.0 以上	14.3	14.2	14.0
pH	—	7.9 以下	7.9	7.8	7.8
		6.8 以上	6.8	7.0	6.9
透視度	度	3 以上	3	3	5
BOD	mg/l	430 以下	430	350	270
COD	mg/l	210 以下	150	210	130
SS	mg/l	250 以下	250	240	150
T-N	mg/l	52 以下	52	52	49
T-P	mg/l	7.1 以下	6.5	7.1	5.7
大腸菌数(※)	CFU/ml	364,000 以下	308,000	131,600	364,000

過去 3 年間の実績値

※ 令和 4 年度から令和 6 年度の実績は「大腸菌数／大腸菌群数」の平均値「0.28」で換算した値である。

3 維持管理要求水準

(1) 西部浄化センター

① 放流水質要求水準

ア 要求水準 1

※ 契約書第 27 条及び第 29 条、要求水準書別紙 8 にて測定した結果に対する要求水準とする。

項目	単位	要求水準
pH	—	5.8 以上 8.6 以下
BOD	mg/l	15 以下
SS	mg/l	40 以下
大腸菌数	CFU/ml	800 以下

イ 要求水準 2

※ 西部浄化センターに設置している計装設備で測定された結果に対する要求水準とする。算出方法は以下のとおりとする。

1 日の処理水量 (m³) × 1 日の各項目の平均値 (mg/l)

項目	単位	要求水準
COD	kg/day	328 以下
T-N	kg/day	317 以下
T-P	kg/day	27 以下

ウ 要求水準 3

※ 西部浄化センターに設置している計装設備で測定された結果に対する要求水準とする。ただし、以下の値は月平均を示す。

項目	単位	要求水準
COD	mg/l	12 以下
T-N	mg/l	11.5 以下
T-P	mg/l	1.0 以下

② 脱水汚泥性状要求水準

項目	単位	要求水準
含水率	%	78.9 以下

③ 電気使用量要求水準

原単位 (kWh/m ³)	0.4397
---------------------------	--------

原単位は過去 3 年間の「電力使用量 (kWh) / 処理水量 (m³)」の平均による。

電気使用量要求水準については、努力目標とし、委託料の減額対象としない

なお、目標未達の原因の調査と対応方針の提案を行うものとする。

※ 受注者は、要求水準書第 38 条のとおり、別途運転管理目標値を定めて浄化センター等の運転をすること。

(2) 水野浄化センター

① 放流水質要求水準

ア 要求水準 1

※ 契約書第 27 条及び第 29 条、要求水準書別紙 16 にて測定した結果に対する要求水準とする。

項目	単位	要求水準
pH	—	5.8 以上 8.6 以下
BOD	mg/l	15 以下
SS	mg/l	40 以下
大腸菌数	CFU/ml	800 以下

イ 要求水準 2

※ 水野浄化センターに設置している計装設備で測定された結果に対する要求水準とする。

項目	単位	要求水準
COD	kg/day	127 以下
T-N	kg/day	180 以下
T-P	kg/day	14 以下

ウ 要求水準 3

※ 水野浄化センターに設置している計装設備で測定された結果に対する要求水準とする。ただし、以下の値は月平均を示す。

項目	単位	要求水準
COD	mg/l	12 以下
T-N	mg/l	17.0 以下
T-P	mg/l	1.4 以下

② 脱水汚泥性状要求水準

項目	単位	要求水準
含水率	%	78.9 以下

③ 電気使用量要求水準

原単位 (kWh/m ³)	0.6416
---------------------------	--------

原単位は過去 3 年間の「電力使用量(kWh)/処理水量(m³)」の平均による。

電気使用量要求水準については、努力目標とし、委託料の減額対象としない

なお、目標未達の原因の調査と対応方針の提案を行うものとする。

※ 受注者は、要求水準書第 38 条のとおり、別途運転管理目標値を定めて浄化センター等の運転をすること。

契約書別紙3 有資格者に関する条件

- 1 下水道処理施設管理技士（下水道処理維持管理業登録規定第3条）、下水道法施行令第15条の3第7号に掲げる資格を有するもの又は同等のもの
- 2 安全衛生推進者
- 3 第1種電気工事士
- 4 第2種酸素欠乏危険作業主任者
- 5 危険物取扱者 乙種第4類以上
- 6 ガス溶接技能講習修了者
- 7 アーク溶接等特別教育修了者
- 8 玉掛技能者講習修了者
- 9 クレーン運転業務特別教育修了者
- 10 小型移動式クレーン運転技能講習修了者
- 11 エネルギー管理士
- 12 その他、業務を履行するために必要とする資格

契約書別紙4 リスク分担表

本件業務における発注者及び受注者の責任範囲は次のとおりとする。

このリスク分担表にない事項については、発注者、受注者協議のうえ処理するものとする。

項目	内 容 等	負 担 者	
		発注者	受注者
施設の維持管理・運営			○
施設内整備、備品の維持管理			○
周辺住民等からの苦情・要望等の対応		△	○
修繕業務	計画修繕の実施		○
	200万円（税込）以下の小修繕の実施		○
	200万円（税込）を越える突発的な修繕の実施 （※契約書第11条に基づき計画修繕の内容を変更して対応する。）	△	○
物価の変動	人件費、消耗品費等物価変動に伴う経費の増 （ただし、契約書第38条第5項の場合を除く。）		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
法令の変更	施設管理に影響の及ぼす法令変更	○	
	受注者に影響の及ぼす法令変更		○
税制の変更	施設管理に影響の及ぼす税制変更（消費税の変動を含む。）	○	
	上記以外の税制変更		○
支払遅延	受注者の責めに帰すことのできない理由により、発注者からの経費の支払遅延によって生じた事由	○	
	上記の場合以外		○
政治、行政上の理由による事業の変更	政治、行政上の理由から、施設管理等の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の発注者又は受注者のいずれの責めに帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書類の誤り	要求水準書等、発注者が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	受注者が提出した書類の内容の誤りによるもの		○
第三者への賠償	本件業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動等の理由により第三者に及ぼした損害	○	
	上記以外の理由による損害		○
業務終了時の費用	本件業務の期間が終了した場合、又は受注者が業務委託期間途中において業務を廃止した場合における撤収費用		○

○：主たる負担者 △：従たる負担者

契約書別紙5 性能未達による委託料の減額

当該年度毎に、受注者の責めに帰すべき事由により性能未達があった場合の委託料の減額は、次のとおりとする。原則として、この低減は当該年度末に精算する。

1 水処理及び汚泥処理の性能未達

契約書別紙2に示す性能が達成されない場合の委託料の減額は、以下によるものとする。

(1) 放流水質要求水準の未達

当該未達が発生した1回につき、次式により算定した額を委託料から減額する。

未達発生に対する未達日数の算定方法は、年度末における費用の精算の際に合わせて算定するものとし、未達が発生した回数の総数により次式により減額する額を算出する。なお、上記額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

$$\text{減額する額 Y 1 (円)} = \frac{[B] \text{ (円)}}{[A] \text{ (日)}} \times [C] \text{ (回)} \times 30$$

A：当該未達が発生した日の属する年度の総日数

B：当該未達が発生した日に属する年度の施設管理経費

C：当該年の放流水質要求水準未達回数

(2) 要求する各脱水機の含水率の未達

1日に測定する各脱水機の含水率の平均に脱水汚泥性状要求水準未達があった場合は、年度末における費用の精算の際に合わせて算定するものとし、当該未達回数につき、次式により算定した額を委託料から減額する。なお、上記額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

$$\text{減額する額 Y 2 (円)} = \frac{[G] \text{ (回)}}{[D] \text{ (日)}} \times [E] \text{ (円/t)} \times [F] \text{ (t)}$$

D：当該未達が発生した日の属する年度の総日数

E：当該未達が発生した日の属する年度の処分費単価（円/t）

※Eは発注者が契約している当該年度の下水道汚泥処理業務委託における汚泥の処分及び運搬の処分費単価（税込）の平均とする。なお、Eに1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

F：当該未達が発生した日に属する年度の総脱水汚泥量（t）

※総脱水汚泥量は西部浄化センター及び水野浄化センターの脱水汚泥量の合計とする。

G：当該年度の要求水準の含水率未達回数

※Gは当該年度の要求する含水率未達日数が4日目を1回目とする。

例1：当該年度の要求する含水率未達日数が4日の場合 G＝1回

例2：当該年度の要求する含水率未達日数が5日の場合 G＝2回

契約書別紙6 引継事項

1 引継事項の作成

受注者は、業務開始後、速やかに当該施設特有の運転方法や留意事項等を記載した引継事項（以下「引継事項」という。）を作成し、本契約が終了するまで、施設に備え置くものとする。

引継事項には、対象施設固有の運転管理、点検上の留意点を把握できるような内容とするものとし、以下の項目に沿って記載すること。

- (1) 諸設備の振動、異音等の状態について
- (2) 計装設備の性能について
- (3) その他異常の発見に関する留意事項について
- (4) 運転上の特別な操作について
- (5) その他留意事項について

2 引継事項の変更

受注者は必要に応じて、引継事項の内容を変更するものとする。また、引継事項を変更した時は、速やかに発注者に通知するものとする。

「委託料支払表」

業務委託契約約款第 3 9 条（委託料の支払）

（業務委託名）瀬戸市浄化センター運転管理業務委託

（業務委託期間）令和 8 年 3 月 2 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

（業務委託履行期間）令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

1 契約金額

契約金額	円	うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額	円
令和 8 年度	円	うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額	円
令和 9 年度	円	うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額	円
令和 1 0 年度	円	うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額	円

2 委託料支払額（単位：円）

項目	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度
施設管理経費 （うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額）			
計画修繕費 （うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額）			
合 計 （うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額）			
業務委託料（総額） （うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額）			

3 委託料（施設管理経費）支払月額（単位：円）

	令和8年度	令和9年度	令和10年度
4月分 （うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額）			
5月分 （うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額）			
6月分 （うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額）			
7月分 （うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額）			
8月分 （うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額）			
9月分 （うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額）			
10月分 （うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額）			
11月分 （うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額）			
12月分 （うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額）			
1月分 （うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額）			
2月分 （うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額）			
3月分 （うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額）			
合 計 （うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額）			

4 小修繕費支払額（単位：円） ※上記の施設管理経費に含まれるもの。

項目	令和8年度	令和9年度	令和10年度
小修繕費 （うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額）	16,060,000	16,060,000	16,060,000